東京都知事　小池百合子様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2018年６月21日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　築地市場営業権組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 共同代表　　　　 村木智義

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 宮原洋志

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山口タイ

**築地市場の移転についての公開質問状**

　本日、私たちは築地市場の事業者の営業権を守るために、任意団体『築地市場営業権組合』を設立いたしました。当該規約とともに、謹んでその旨お届けするとともに、築地市場の移転に関し、以下の通り公開質問状を提出いたします。

　よろしくお取り計らいいただけますよう、お願いいたします。

質 問 項 目

**１．仲卸業者の持つ権利に関して**

 公共事業に伴う財産権の侵害については「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（以下、「要綱」という）が定められており、要綱が昭和39年に制定されて以来、国交省監修『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説』（以下、『解説』という）という解説書が出され、版を重ねている。

　以下、要綱及び『解説』（新装改訂版）に基づき、築地市場仲卸業者の豊洲移転と要綱の関係について質問する。

Q1.築地市場の仲卸業者は、要綱第31条(営業廃止の補償)で補償が必要とされている「営業の権利」、いわゆる「営業権」を持っていると解されるが、如何か。[[1]](#footnote-1)

Q2.東京都中央卸売市場条例第29条及び第30条によれば、仲卸業者は事業の譲渡及び相続をすることができるとされているが、これらの規定は仲卸業者の持つ権利が「財産的価値の評価ができ、取引の対象となり得る」（注１参照）権利であることを意味すると解されるが、如何か。

Q3.築地市場の仲卸業者が、豊洲移転に伴い営業廃止や営業休止や営業規模の縮小等を余儀なくされる場合、要綱第31条～第33条は適用されるのか。適用されないとすれば、その根拠は何か。[[2]](#footnote-2)

**２．東卸の総代会決議に関して**

築地市場の豊洲移転に関しては、1998年12月に東京魚市場卸協同組合（略称「東卸」）の臨時総代会において「現在地（築地）再整備」が可決されたものの、2014年11月14日の東卸総代会において当時の伊藤淳一理事長が、1998年12月の臨時総代会の決議について「私のほうから白紙の宣言をさせていただく」と宣言し、それが拍手で承認されたことが築地市場の卸売業が豊洲に移転することの根拠とされている。[[3]](#footnote-3)

　総会決議や総代会決議は、協同組合という法人の意思決定方式である。もしも、仲卸業の営業権を持つ者が東卸ならば、東卸の意思決定方式たる総代会決議で、営業権の変更等を決議できる。しかし、仲卸業の営業権を持つ者は、東卸でなく、個々の仲卸業者である。

にもかかわらず、総代会における「拍手による承認」が豊洲移転の法的根拠とされている点に関し、以下、質問する。

Q4.仲卸業者の持つ営業権は個々の仲卸業者が持つ権利であり、東卸の持つ権利ではない。にもかかわらず、築地の仲卸業の豊洲移転(営業権の変更ないし消滅)に関して、なぜ東卸の意思決定が移転の法的根拠になるのか。

Q5.協同組合に関するあらゆる法律において「組合は組合員のために奉仕することを目的とす

る」旨、規定されている（東卸の根拠法である中小企業等協同組合法では第５条第２項）。

　組合員に奉仕することを目的とするはずの東卸が「組合員（仲卸業者）の権利」の侵害ないし変更につながるような意思表示をしたにもかかわらず、なぜそれを豊洲移転の法的根拠とすることができるのか。

**３．東卸の定款について**

　東卸の根拠法は中小企業等協同組合法である。

中小企業等協同組合法では、総会における議決事項として第51条が、また特別決議事項として第53条が、それぞれ次のように規定されている。

（総会の議決事項）

**第51条**　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止

三　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

四　組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ　当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該組合の総資産額として主務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ　当該組合が、当該譲渡の効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

五　経費の賦課及び徴収の方法

六　その他定款で定める事項

（特別の議決）

**第53条**　次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　組合の解散又は合併

三　組合員の除名

四　事業の全部の譲渡

五　組合員の出資口数に係る限度の特例

六　[第三十八条の二](http://www.houko.com/00/01/S24/181.HTM#038-2)第五項の規定による責任の免除

にもかかわらず、東卸の定款においては、総会の議決事項に関して、第53条で「組合の解散、合併または事業の全部の譲渡に限り、議決することができる」とされているのみであり、中小企業等組合法の規定に反して議決事項が著しく限定されている。

また、総会の招集請求に関しても、中小企業等協同組合法では、第47条第2項で「組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て総会招集を請求したときは、理事会は臨時総会を招集すべきことを決しなければならない」旨規定され、また、第42条で「組合員は、総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができる」と規定されているにもかかわらず、東卸定款では、第54条で「総会は、前条（前掲第53条のこと）に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する」（括弧内引用者）と規定されているだけであり、組合員の総会招集請求の権限をまったく認めていない。

　以上の比較から明らかなように、東卸定款は、総会の議決事項に関しても、総会の招集請求に関しても、中小企業等協同組合法の規定に反した違法な定款である。

　東卸定款の違法性に関し、以下、質問する。

Q6.協同組合の設立に関しては、行政庁（東京都下の協同組合の場合には都知事）の認可を必要とするが、中小企業等協同組合法に反した違法な定款を定めている東卸をなぜ認可したのか。

　以上の質問事項について本年７月６日までに文書にて回答するとともに、早急に私たち築地市場営業権組合との意見交換・説明会の場を設けるようお願いいたします。

 　以　上

1. 『解説』には、第31条の解説において「営業権」について次のように記されている。

「免許を受けた営業等の営業の権利等」とは、行政庁の免許に基づいて営まれている営業等のいわゆる「営業権」や土地と密着し社会的に名のとおっているいわゆる「のれん」等の営業上の諸利益で、土地や建物等の営業用資産とは独立に財産的価値の評価ができ、取引の対象となり得るものをいう。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 『解説』に紹介されている第31条に関する裁決例は、「通常廃業による補償が認められるもの

は、当該場所だけでなければ営業の継続が不能となるもの」と述べ、その例として「イ　法令等

に基づき許可等を必要とするもの」を挙げている。この記述は、「免許を受けた営業」のみなら

ず「許可を受けた営業」もまた営業権に含まれることを示している。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 週刊金曜日（2018年1月26日号）掲載の永尾俊彦氏の論稿を参照 [↑](#footnote-ref-3)